

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.0 重大事故等対策における共通事項（可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4. 7）	全般	以下の記載について、他条文との整合を図りました。（下線部参照） （旧）可搬型ホース敷設， <u>代替給水・注水配管と接続</u> ，ホース延長・回収車（送水車用）による可搬型ホース敷設 （新）可搬型ホース敷設， <u>接続</u> ，ホース延長・回収車（送水車用）による可搬型ホース敷設	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 4. 6）	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4. 7）	全般	以下の記載について、他条文との整合を図りました。（下線部参照） （旧）原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水） （新）原子炉補機冷却水系統への通水確保（海水）  その他に 「～系統」を「～系」に修正しました。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 4. 6）	全般		
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4. 7）	全般	以下の記載について、他条文との整合を図りました。（下線部参照） （旧）可搬型ホース敷設， <u>原子炉補機冷却水系統のホース接続口と接続</u> （新）可搬型ホース敷設， <u>接続</u>	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 4. 6）	全般		
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 4. 7）	目次	下記資料を、今回提出資料として追加しました。 ・別紙(22) 構内道路補修作業の検証について ・別紙(36) 敷地内の地下水水位の設定方針について	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-2	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 詳細設計段階 (新) 詳細設計段階	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-16, 17	比較表p1.0.2-16の上から2段落目及びp1.0.2-17の上から2段落目について、泊は共通要因による影響を考慮しても同時に必要な機能が喪失しないよう必要セット数について、建屋と離隔してほかんする設計としており、伊方と同様の構文を用いているため、比較表欄に伊方の記載を追記しました。  【伊方の記載】 保管場所については、自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響等を考慮したうえで常設重大事故等対処設備と異なる場所とするとともに、設計基準事故対処設備と共通要因によって同時に必要な機能が損なわれることがないようにするため、以下の考え方に基づいて設定する。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-17, 19	比較表p1.0.2-17の上から3段落目及びp1.0.2-19の上から1段落目について、泊は、「2n+α」と「n」の可搬型設備の保管場所設定の考え方が異なることから、分割して記載しており、伊方と同様の構文を用いているため、比較表欄に伊方の記載を追記しました。  【伊方の記載】 (a) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備の保管場所 可搬型重大事故等対処設備のうち、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び代替電源設備は、重大事故等対処において重要性が高いことから、必要な容量を賄うことができる設備を2セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。 (b) 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所 可搬型注水設備及び可搬型代替電源設備以外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処に必要な容量を賄うことができる設備を1セットに加え、故障時のバックアップ及び保守点検による待機除外時のバックアップとして予備を配備し、以下のとおり保管する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-17, 20	比較表p1.0.2-17の一番下の段落及びp1.0.2-20の上から2段落目について、泊は、必要セット数のみ原子炉建屋等から隔離を確保する方針としており、伊方と同様の方針としているため、比較表欄に伊方の記載を追記しました。  【伊方の記載】 ・2セットは、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、関連する常設重大事故等対処設備（空冷式非常用発電装置を除く）及び設計基準事故対処設備が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上隔離して保管する。 ・1セットは、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、関連する常設重大事故等対処設備（空冷式非常用発電装置を除く）及び設計基準事故対処設備が設置されている原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上隔離して保管する	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-18, 20	比較表p1.0.2-18の上から2段落目及びp1.0.2-19の上から3段落目について、泊は、予備については原子炉建屋等から隔離していない場所に保管することを許容しており、伊方と同様の方針としているため、比較表欄に伊方の記載を追記しました。  【伊方の記載】 ・予備については、地震による被害を受ける可能性がある場所又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋又は空冷式非常用発電装置から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、2セットから可能な限り隔離して保管する。 ・予備については、地震による被害を受ける可能性がある場所又は原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100m以上隔離していない場所に保管することも許容するが、想定を超える竜巻及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮して、1セットから可能な限り隔離して保管する。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-5, 188, 別紙6-1, 別紙18-1, 3	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） (旧)、 (新)、	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-23	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） (旧) 可搬型設備 <u>毎</u> (新) 可搬型設備 <u>ごと</u>	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-25	以下の誤記を修正しました。（下線部参照） (旧) 可搬型大容量海水送水ポンプ車・ <u>泡混合設備</u> ・放水砲と原子炉補助建屋との隔離距離 (新) 可搬型大容量海水送水ポンプ車、 <u>泡混合設備</u> 及び <u>放水砲</u> と原子炉補助建屋との隔離距離	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-41	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-25	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 可搬型大容量海水送水ポンプ車・泡混合設備・放水砲の相互の離隔距離 (新) 可搬型大容量海水送水ポンプ車、 <u>泡混合設備</u> 及び放水砲の相互の離隔距離	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-41	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-28	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) ホイールローダ・バックホウと原子炉補助建屋との離隔距離 (新) ホイールローダ <u>及び</u> バックホウと原子炉補助建屋との離隔距離	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-44	同上	
21	泊発電所3号炉 以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 可搬型設備毎 (新) 可搬型設備ごと r. X. Y (1.0.2-23 r. 4. 7)	1.0.2-28	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) ホイールローダ・バックホウの相互の離隔距離 (新) ホイールローダ <u>と</u> バックホウとの相互の離隔距離	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-44	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-42	地滑りの欄について以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) (別紙(38)参照) (新) (別紙(37)参照)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-60	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-54,55	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 繋がつている (新) つながっている	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-40	必要道路幅の変更に伴う除雪時間の変更を下記のとおり反映しました。(下線部参照) (旧) ・また、ホイールロードにより最大58分で除雪が可能である。 (新) ・また、ホイールロードにより最大135分で除雪が可能である。	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-59	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-45	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 飛来物(航空機落下等) (新) 飛来物(航空機落下)	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-59	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-70	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 別紙(37)参照 (新) 別紙(23)参照	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-114	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-141	体制の変更に伴い、アクセスルート状況確認に係る要員を下記のとおり修正しました。 ・状況確認の指示者：(旧)土木建築工作班長, (新)復旧班長 ・状況確認の実施者：(旧)災害対策要員及び災害対策要員(支援), (新)災害対策要員	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-216, 217	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-141	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)あらかじめ段差緩和対策を行うことで、仮復旧なしで可搬型設備(車両)の通行が可能である。 (新)あらかじめ段差緩和対策及び道路拡幅対策を行うことで、仮復旧なしで可搬型設備(車両)の通行が可能である。	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.6)	1.0.2-212	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-142	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)作業員・本部要員からの連絡により状況把握可能であることから (新)作業員又は本部要員からの連絡により状況把握可能であることから	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-218	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-142	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)15cmを越える段差 (新)15cmを超える段差	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-218	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-142	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) なお、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所を各車両が通行する場合は、 <u>発電所対策本部が各車両と衛星携帯電話、電力保安通信用電話設備等を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</u> (新) なお、アクセスルートのうち道幅が狭い箇所やアクセスルートトンネルを各車両が通行する場合は、 <u>現場作業員が緊急時対策所又は中央制御室へ衛星携帯電話、電力保安通信用電話設備等を使用し相互連絡することにより、交互通行が可能であることから、車両の通行性に影響はない。</u>	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 6)	1. 0. 2-218	同上	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-144	体制の変更により、「燃料補給(代替非常用発電機への燃料補給)」のその他考慮すべき時間を修正しました。(下線部参照) また、※3の記載を削除しました。 (旧) 3時間※ <sup>3</sup> ( <u>要員参集</u> ) (新) 3時間※ <sup>2</sup>  以下の記載を削除しました。 ※3:有効性評価では、「燃料補給(代替非常用発電機への燃料補給)」を行う発電所災害対策要員の参集時間を事象発生から3時間後としており、要員が参集までの時間内にアクセスルートを復旧し、要員参集後から作業を開始できれば①<②、成立性に影響はない	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-221	同上	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-144	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) ※1:蒸気発生器への注水確保(海水)の制限時間は、「全交流電源喪失」及び「原子炉補機冷却機能喪失」を想定。 (新) ※1:蒸気発生器への注水確保(海水)の制限時間は、「全交流動力電源喪失」及び「原子炉補機冷却機能喪失」を想定。	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-221	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-144	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 3時間, 2時間, 5時間 (新) 3時間00分, 2時間00分, 5時間00分	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-221	同上	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-145	第6-17表を最新化しました。	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-222	同上	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-159	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 滑動, 転倒および支持力 (新) 滑動, 転倒 <u>及</u> び支持力	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-208, 別紙11-8, 12, 21, 別紙11-31, 別紙15-12	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) <u>全て</u> (新) <u>すべて</u>	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-149~159	第7-1表における「該当条文」について、女川と同様にタイムチャートを説明している条文のみを記載することとして再整理致しました。また、第7-1表の手順の並びを別紙30の第1表において「屋内のアクセスルート」が記載された対応手順の順番と合うように並び替えを致しました。	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-228~238	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-149	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水 (新) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用)による原子炉容器への注水	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-228	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-150	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-229	同上	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-150	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水 (新) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-229	同上	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-150	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース敷設, 代替給水・注水配管と接続 (新) 保管場所への移動, 可搬型ホース敷設, 接続	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-229	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-151	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水 (新) B-充てんポンプ(自己冷却)による原子炉容器への注水	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-230	同上	
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-151	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ(海水冷却)への補機冷却水(海水)通水 (新) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-230	同上	
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-151	以下の記載を削除しました。 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(4)→[4-7]→(4)階段B(6)→[6-7]→(6)階段B(8)→[8-6]→(8)階段B(11)→[11-1]】	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-230	同上	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-151	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器隔離弁の閉止 (新) 原子炉格納容器隔離弁の閉止	
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-230	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-151	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) (新) ・可搬型大型送水ポンプ車B母管接続口(東側)を使用する場合 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-6]→(8)階段E(9)→(9)階段R(10)→ [10-3]→(10)階段R(9)→[9-1]→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4- 7]→(4)階段B(6)→[6-7]→(6)階段B(8)→[8-6]→(8)階段B(10)→ (10)階段D(11)→[11-1]】	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-230	同上	
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-151	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) (新) ・可搬型大型送水ポンプ車A母管接続口(西側)を使用する場合 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-6]→(8)階段E(9)→[9-1]→(9)階 段Q(10)→[10-3]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4- 7]→(4)階段B(6)→[6-7]→(6)階段B(8)→[8-6]→(8)階段B(10)→ (10)階段D(11)→[11-1]】	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-230	同上	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-152	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ ( <u>原子炉容器注水から原子炉格納容器内スプレイへの切替え</u> )	
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-231	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0. 2-152	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(6)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-4]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-4]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(6)→[6-10]】 (新) 【中央制御室→(6)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-4]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-4]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(6)→[6-10]】	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0. 2-231	同上	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0. 2-153	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-7]→(8)階段E(9)→[9-2]→(9)階段Q(10)→[10-4]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(6)→[6-9]→(6)階段A(8)→(8)階段N(7)→[7-4]→(7)階段N(8)→[8-7]→(8)階段E(6)→[6-9]→[6-11]】 (新) 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-7]→(8)階段E(9)→[9-2]→(9)階段Q(10)→[10-4]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4-8]→(4)階段B(6)→[6-9]→(6)階段B(8)→[8-7]→(8)階段B(10)→(10)階段D(11)→[11-2]→(11)階段D(10)→(10)階段A(6)→(9)階段E(6)→[6-9]→(6)階段A(8)→(8)階段N(7)→[7-4]→(7)階段N(8)→[8-7]→(8)階段E(6)→[6-9]→[6-11]】	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0. 2-231	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-153	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-7]→(8)階段E(9)→(9)階段R(10)→[10-4]→(10)階段R(9)→[9-2]→(9)階段E(6)→[6-9]→(6)階段A(8)→(8)階段N(7)→[7-4]→(7)階段N(8)→[8-7]→(8)階段E(6)→[6-9]→[6-11]】 (新) 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-7]→(8)階段E(9)→(9)階段R(10)→[10-4]→(10)階段R(9)→[9-2]→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4-8]→(4)階段B(6)→[6-9]→(6)階段B(8)→[8-7]→(8)階段B(10)→(10)階段D(11)→[11-2]→(11)階段D(10)→(10)階段A(6)→(9)階段E(6)→[6-9]→(6)階段A(8)→(8)階段N(7)→[7-4]→(7)階段N(8)→[8-7]→(8)階段E(6)→[6-9]→[6-11]】	
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-231	同上	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-153	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-232	同上	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-153	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視 (新) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-232	同上	
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-153	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 水素排出(アニュラス空気浄化設備)全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合の操作手順 (新) アニュラス空気浄化設備の運転手順等(全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-232	同上	
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-153	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>注水先を原子炉から格納容器へ切替える場合</u> (新) <u>原子炉容器注水から原子炉格納容器注水への切替え</u>	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-232	同上	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-154	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制 (新) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への <u>放射性物質の拡散抑制</u>	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-233	同上	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-154	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>注水先を原子炉から格納容器へ切替える場合</u> (新) <u>原子炉容器注水から原子炉格納容器注水への切替え</u>	
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-233	同上	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-154	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる <u>代替格納容器スプレイ</u> (新) 代替格納容器スプレイポンプによる <u>原子炉格納容器下部への注水</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0. 2-233	同上	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0. 2-154	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (新) <u>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視</u>	
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0. 2-233	同上	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0. 2-154	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 水素排出(交流動力電源又は直流電源が喪失した場合の操作手順) (新) <u>アニュラス空気浄化設備による水素排出(全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順)</u>	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0. 2-233	同上	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0. 2-154	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 可搬型大容量海水送水ポンプ車, 放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火 (新) <u>可搬型大容量海水送水ポンプ車, 放水砲及び泡混合設備による航空機燃料火災への泡消火</u>	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0. 2-233	同上	
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0. 2-154	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 系統構成, 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ系統構成, 電源操作, 起動, 電源操作及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置起動 (新) <u>系統構成, 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ系統構成, 電源操作, 起動, 電源操作, 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置起動</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-233	同上	
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-155	対応手順「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給」のうち以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→[⑧-8】 (新) 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→[⑧-8】】	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-234	同上	
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-155	対応手順「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給」のうち以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外D→[③-3】 (新) 【中央制御室→(⑥階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外D→[③-3】】	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-234	同上	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-156	対応手順「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」のうち以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→[⑧-8】 (新) 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→[⑧-8】】	
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-235	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-156	対応手順「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」のうち以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(6)階段A④→(4)階段B③→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外D→〔③-3〕】 (新) 【中央制御室→(6)階段A④→(4)階段B③→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外D→〔③-3〕】	
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-235	同上	
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-156	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>海水を用いた補助給水ピットへの補給</u> (新) <u>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</u>	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-235	同上	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-156	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>海水を用いた補助給水ピットへの補給</u> (新) <u>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給</u>	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-235	同上	
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-156	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの <u>水源切替 (炉心注水中)</u> (新) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え ( <u>原子炉容器への注水中の場合</u> )	
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-235	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-156	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替 (格納容器スプレイ中) (新) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え (原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-235	同上	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-156	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース敷設, 代替給水・注水配管と接続 (新) 可搬型ホース敷設, 接続	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-235	同上	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-157	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 代替非常用発電機による代替電源 (交流) からの給電 (新) 代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電	
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-236	同上	
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-157	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 可搬型代替電源車による代替電源 (交流) からの給電 (新) 可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電	
125	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-236	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
126	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-157	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>蓄電池(非常用)による直流電源からの給電</u> (新) <u>所内常設蓄電式直流電源設備による給電</u>	
127	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-236	同上	
128	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-157	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>充電後操作(充電器盤の受電操作)</u> (新) <u>所内常設蓄電式直流電源設備による給電(常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合)</u>	
129	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-236	同上	
130	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-157	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型代替電源車の移動</u> (新) <u>保管場所への移動</u>	
131	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-236	同上	
132	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-157	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>蓄電池室排気ファン起動及び充電器の受電</u> (新) <u>蓄電池室排気ファン起動, 充電器盤受電操作, 直流負荷復旧操作</u>	
133	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-236	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
134	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-157	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(⑥)階段A⑧)→[⑧-22]→[⑧-23] (新) 【中央制御室→(⑥)階段A⑧)→[⑧-22]→[⑧-23]→[⑧-32]→(⑧)階段A⑥)→[⑥-24]】	
135	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-236	同上	
136	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-157	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) コネクタ差替え (新) 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え	
137	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-236	同上	
138	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-157	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) ダンパ開操作 (新) 安全補機開閉器室外気取入ダンパ開操作	
139	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-236	同上	
140	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-158	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替所内電気設備による交流の給電(代替非常用発電機) (新) 代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電	
141	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-237	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
142	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-158	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>代替所内電気設備による交流の給電(可搬型代替電源車)</u> (新) <u>可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電</u>	
143	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-237	同上	
144	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-158	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電</u> (新) <u>可搬型代替直流電源設備による給電</u>	
145	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-237	同上	
146	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-158	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>系統構成及び代替所内電気設備対象負荷の切替・給電</u> (新) <u>系統構成、保管場所への移動及び代替所内電気設備対象負荷の切替・給電</u>	
147	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-237	同上	
148	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>放射性物質の濃度を低減するための手順等(全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合)</u> (新) <u>アンユラス空気浄化設備の運転手順(全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合)</u>	
149	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-238	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
150	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(④)階段B②)→[②-4]】 (新) 系統構成、B-アニュラス排気ダンパ手動開操作、アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンベ供給操作 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(④)階段B②)→[②-4]】  試料採取室排気隔離ダンパ閉処置 【中央制御室→(⑥)階段A④)→(④)階段B②)→[②-5]】	
151	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-238	同上	
152	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-159	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給</u> (新) <u>ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)</u>	
153	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-238	同上	
154	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-162	第7-1図について、他条文と整合を図り移動経路及び運転操作を修正しました。	
155	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-241	同上	
156	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-163	第7-2図について、他条文と整合を図り移動経路及び運転操作を修正しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
157	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-242	同上	
158	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-164	第7-2図について、他条文と整合を図り移動経路及び運転操作を修正しました。	
159	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-243	同上	
160	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-167	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器内自然対流冷却 ・原子炉補機冷却水加圧操作準備 ・原子炉補機冷却水加圧操作 ・原子炉補機冷却水加圧 (新) 格納容器内自然対流冷却 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧操作準備 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧操作 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧	
161	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-246	同上	
162	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-171	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 充電器復旧 (新) 充電器受電	
163	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-250	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
164	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-177	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)・格納容器隔離弁閉止 (新)・格納容器隔離弁閉操作	
165	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-256	同上	
166	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-177	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器内自然対流冷却 ・原子炉補機冷却水系統加圧操作準備 ・原子炉補機冷却水系統加圧操作 ・原子炉補機冷却水系統加圧 (新) 格納容器内自然対流冷却 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧操作準備 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧操作 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧	
167	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-256	同上	
168	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 )	1.0.2-177	第7-12図について、他条文と整合を図り移動経路及び運転操作を追加しました。	
169	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 )	1.0.2-256	同上	
170	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-180	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)・格納容器隔離弁閉止 (新)・格納容器隔離弁閉操作	
171	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-259	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
172	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-180	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器内自然対流冷却 ・原子炉補機冷却水系統加圧操作準備 ・原子炉補機冷却水系統加圧操作 ・原子炉補機冷却水系統加圧 (新) 格納容器内自然対流冷却 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧操作準備 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧操作 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧	
173	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-259	同上	
174	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-180	第7-14図について、他条文と整合を図り移動経路及び運転操作を追加しました。	
175	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-259	同上	
176	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-182	第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(1/39)について、他条文と整合を図り、作業内容のうち電源確保作業・非常用母線受電準備及び受電の移動時間、作業時間、作業合計時間を修正した。	
177	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-261	同上	
178	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-182	他条文と整合を図り、以下の記載を追記しました。この変更に伴い第7-3表重要事故シーケンスごとの現場作業(1/39)の米印番号を1つ繰り上げて修正しました。 ※4：メタクラ、パワーコントロールセンタ（B系）の受電が完了する時間	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
179	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-261	同上	
180	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-182	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約2時間 (新) 約90分	
181	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-261	同上	
182	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-183	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約2時間 (新) 約90分	
183	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-262	同上	
184	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-183	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約25分後 (新) 約55分後	
185	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-262	同上	
186	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-184	他条文の整合を図り第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(3/39)の作業内容について、想定時間、移動時間、作業時間、作業合計時間を修正しました。 原子炉補機冷却水系への通水確保(海水) ・格納容器内自然対流冷却系統構成 ・A-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水系統構成	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
187	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-263	同上	
188	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-185	第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(4/39)の作業内容 原子炉補機冷却水系への通水確保 (海水) ・可搬型温度計測装置取付けについて、時間に関する記載を適正化しました。	
189	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-264	同上	
190	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-186	第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(5/39)の作業内容 使用済燃料ピットへの注水確保 (海水) について、時間に関する記載を適正化しました。	
191	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-265	同上	
192	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-187	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧)※4：代替交流電源が確立する時間 (新)※4： <u>メタクラ、パワーコントロールセンタ (B系) の受電が完了する時間</u>	
193	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-266	同上	
194	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-187	以下の記載を追記しました。 ※5：非常用母線受電が完了する時間 ※それに伴い以下の米印番号を適正化しました	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
195	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-266	同上	
196	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-188	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約25.5時間 (新) 約24時間35分	
197	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-267	同上	
198	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-188	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 事象発生24時間後からの作業を想定しているが、前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。  (新) 事象発生24時間後からの作業を想定しているが、 <u>2時間25分</u> 後の前作業終了後から継続して作業着手できるため制限時間に対して十分な余裕時間がある。	
199	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-267	同上	
200	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-192	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設、可搬型大型送水ポンプ車の設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置 (新) ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設、可搬型大型送水ポンプ車△の設置、ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設、海水取水箇所への水中ポンプ設置	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
201	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-271	同上	
202	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-193	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器内自然対流冷却 ・原子炉補機冷却水 <u>系</u> 加圧操作準備 ・原子炉補機冷却水 <u>系</u> 加圧操作 ・原子炉補機冷却水 <u>系</u> 加圧 (新) 格納容器内自然対流冷却 ・原子炉補機冷却水 <u>サージタンク</u> 加圧操作準備 ・原子炉補機冷却水 <u>サージタンク</u> 加圧操作 ・原子炉補機冷却水 <u>サージタンク</u> 加圧	
203	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-272	同上	
204	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-193	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約 <u>2時間</u> (新) 約 <u>85分</u>	
205	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-272	同上	
206	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-193	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 余熱除去 <u>系統</u> (新) 余熱除去系	
207	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-272	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
208	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-194	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約2時間 (新) 約85分	
209	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-273	同上	
210	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-195	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約2時間 (新) 約85分	
211	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-274	同上	
212	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-198	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約2時間 (新) 約85分	
213	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-277	同上	
214	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-199	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約2時間 (新) 約85分	
215	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-278	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
216	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-203	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約2時間 (新) 約85分	
217	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-282	同上	
218	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-204	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約2時間 (新) 約85分	
219	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-283	同上	
220	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-208	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約2時間 (新) 約85分	
221	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-287	同上	
222	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-209	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約2時間 (新) 約85分	
223	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-288	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
224	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-212	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約2時間 (新) 約85分	
225	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-291	同上	
226	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-213	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 約2時間 (新) 約85分	
227	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-292	同上	
228	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-217	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器内自然対流冷却 ・原子炉補機冷却水系加圧操作準備 ・原子炉補機冷却水系加圧操作 ・原子炉補機冷却水系加圧 (新) 格納容器内自然対流冷却 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧操作準備 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧操作 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧	
229	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-296	同上	
230	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-217	第7-3表 重要事故シーケンスごとの現場作業(36/39)について、作業内容に代替再循環運転操作 ・B-格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転系統構成を追加しました	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
231	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-296	同上	
232	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-217	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。 (旧) 10分後 (新) 20分後	
233	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-296	同上	
234	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-217	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。 (旧) 10分後 (新) 20分後	
235	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-296	同上	
236	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-218	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 58時間 (新) 50分	
237	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-297	同上	
238	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-219	以下の記載を追記しました。 ・格納容器内自然対流冷却系統構成	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
239	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-298	同上	
240	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-219	以下の記載を追記しました。 ・可搬型温度計測装置取付け	
241	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-298	同上	
242	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-220	以下の記載を追記しました。 ・格納容器内自然対流冷却系統構成	
243	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-299	同上	
244	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-220	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設, 可搬型大型送水ポンプ車の設置, ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設, 海水取水箇所への水中ポンプ設置 (新) ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設, 可搬型大型送水ポンプ車△の設置, ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設, 海水取水箇所への水中ポンプ設置	
245	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-299	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
246	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-220	以下の記載を追記しました。 ※8：燃料取替用水ピットの水が枯渇する時間	
247	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-299	同上	
248	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-221	第7-4表 屋内作業の成立性評価結果(1/3)について、作業内容に電源確保作業 ・非常用母線受電準備及び受電を追加しました。	
249	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-300	同上	
250	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-221	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 電源確保作業 ・不要直流電源負荷切り離し(中央制御室隣接箇所) (新) 電源確保作業 ・不要直流電源負荷切り離し(中央制御室又は中央制御室隣接箇所における操作)	
251	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-300	同上	
252	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-221	第7-4表 屋内作業の成立性評価結果(1/3)の作業内容 蓄電池室換気系ダンパ開処置の時間に関して他条文と整合を図りました。	
253	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-300	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
254	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-221	相違理由欄について以下の記載を修正しました。 (旧) 余熱除去系統 (新) 余熱除去系	
255	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-300	同上	
256	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-222	以下の記載を追記しました。 電源確保作業 ・充電器受電	
257	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-301	同上	
258	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-222	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。 (旧) ・原子炉補機冷却水系加圧操作準備 ・原子炉補機冷却水系加圧操作 ・原子炉補機冷却水系加圧 (新) ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧操作準備 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧操作 ・原子炉補機冷却水サージタンク加圧	
259	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-301	同上	
260	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-222	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設, 可搬型大型送水ポンプ車の設置, ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設, 海水取水箇所への水中ポンプ設置 (新) ホース延長・回収車(送水車用)による可搬型ホース敷設, 可搬型大型送水ポンプ車の設置, ポンプ車周辺の可搬型ホース敷設, 海水取水箇所への水中ポンプ設置	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
261	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-301	同上	
262	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙1-4	第4図について、以下の誤記を修正しました。 耐震評価対象から「固体廃棄物貯蔵庫」を削除。	
263	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙1-5	同上	
264	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙2-11	第11図の凡例を修正しました。 ・保護キャップの色を黒から緑に修正	
265	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙2-18	同上	
266	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙2-15, 16	第2,3図を他条文と整合を図りました。	
267	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙2-22, 23	同上	
268	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙3-1	相違理由欄について以下の記載を修正しました。 (旧) 一つ (新) 1つ	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
269	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙3-2	以下の記載を適正化しました。 (旧) (原子炉建屋 東, 原子炉補助建屋 西 (建屋内)) (新) (原子炉建屋 東 (建屋内), 原子炉補助建屋 西 (建屋内))	
270	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙3-2	同上	
271	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙3-2	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) (原子炉建屋 東, 西 (建屋内), 原子炉補助建屋 西 (屋内), 原子炉補助建屋 南 (新) (原子炉建屋 東 (建屋内), 西 (建屋内), 原子炉補助建屋 西 (建屋内), 原子炉補助建屋 南)	
272	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙3-2	同上	
273	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙3-3	以下の記載を適正化しました。 (旧) (原子炉建屋 東, 原子炉補助建屋 西 (建屋内)) (新) (原子炉建屋 東 (建屋内), 原子炉補助建屋 西 (建屋内))	
274	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙3-2	同上	
275	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙3-4	第1図のボルト・ネジ接続の写真について、手段を追加しました。	
276	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙3-3	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
277	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙3-9	第3図(7/7)について、凡例部分の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 接続口 (原子炉補機冷却水系統) (新) 接続口 (燃料補給)	
278	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙3-8	同上	
279	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙5	必要道路幅及びアクセスルートの変更に伴い、除雪除灰作業時間、速度について全般を修正しました。	
280	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙5	同上	
281	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙5-3, 別紙5-6	降灰除去速度の算出について、伊方3号炉まとめ資料の記載を比較表へ転載しました。	
282	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙9-24	相違理由欄について以下の記載を修正しました。 (旧) 「アクセスルート周辺の耐震評価対象の構造物の相違」 (新) 「アクセスルート周辺における耐震評価対象の構造物の相違」	
283	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙11-2	第2図について、以下の不要な記載を削除しました。 ・66kV泊支線No.5鉄塔-No.6	
284	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙11-4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
285	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙11-8	以下の記載を削除しました。(下線部参照) (旧) 入力地震動は、解放基盤表面 (T.P. 2.3m) で定義される基準地震動を1次元波動論によって建屋基礎底面レベルまで引き上げ (新) 入力地震動は、解放基盤表面 (T.P. 2.3m) で定義される基準地震動を1次元波動論によって基礎底面レベルまで引き上げ	
286	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙11-22	同上	
287	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙13-3, 別紙13-122	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 地震時における滑動, 転倒および支持力 (新) 地震時における滑動, 転倒及び支持力	
288	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-104, 105, 106, 108 1.0.2-別紙13-2, 5~9, 20, 21, 32	茶津側盛土斜面について、保管場所及びアクセスルートに影響するおそれのある斜面として、グループBに分類しました。	
289	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-159, 160, 163 1.0.2-別紙13-2, 3, 7, 9~11, 19, 32, 34, 44	同上	
290	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙13-20	第5-2.4図の敷地に認められる断層と斜面の位置関係図について、検討断面位置を追加しました。	
291	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙13-32	同上	
292	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙13-35	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) $K_{H\pm}0.3$ (新) $K_{H\pm}0.3$	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
293	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙13-45	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) ⑥-⑥' 断面 (新) ⑩-⑩' 断面	
294	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙13-42	茶津側盛土斜面の地盤状況がわかるよう第8.2-2図に置換コンクリート箇所縦断面を追加しました。	
295	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙13-122	同上	
296	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙13-43	第8.2-3図の置換コンクリート箇所概略断面図について、茶津側盛土斜面の地盤状況がわかるよう表示断面を1断面から3断面に変更しました。	
297	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙13-123	同上	
298	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙13-46~50, 53, 55, 56	以下の記載を適正化しました。 (旧) すべり線 (新) すべり面	
299	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙13-127~131, 133, 135, 136	同上	
300	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙13-50~52	斜面Eにおける検討断面位置の選定理由を断面毎に記載しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
301	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙13-131, 132	同上	
302	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙13-53, 55	断面位置図について、断層名称等と断面位置が重ならないように適正化しました。	
303	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙13-133, 135	同上	
304	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙13-55	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 3号原子炉建屋 (新) 3号炉原子炉建屋	
305	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙13-135	同上	
306	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙13-58, 59	斜面安定性評価における液状化影響の考慮に関する資料を参考-3に追加しました。	
307	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙13-149, 150	同上	
308	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙17-2	第2表に以下の設備を追加しました。 ・ホース延長・回収車(送水車用)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
309	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙17-2	同上	
310	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙17-7	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 直径が10cmを <u>越</u> える (新) 直径が10cmを <u>超</u> える	
311	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙17-7	同上	
312	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙17-8, 9	第5表, 第6表の道路幅の記載を修正しました。 (旧) 3.5m (新) 4.0m	
313	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙17-8, 9	同上	
314	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙21-2~5	仮復旧が無くなったこと及び必要道路幅の変更に伴い、作業量算出において関連する記載を修正しました。	
315	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙21-3~5	同上	
316	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙21-3~5	土砂撤去の作業量算出について、東海第二、柏崎6号及び7号炉まとめ資料の記載を比較表へ転載しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
317	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙22-5~6	土砂撤去作業の検証について、東海第二、柏崎6号及び7号炉まとめ資料の記載を比較表へ転載しました。	
318	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙22	仮復旧が無くなったこと及び必要な道路幅が変更となったことから、関連する記載全般について修正しました。	
319	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙22	同上	
320	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙22-5	仮復旧が無くなったことに伴い、具体的な土砂撤去箇所を想定しなくなったことから、検証試験における撤去部の高さを想定高さとして採用することとし、下記のとおり記載を修正しました。(下線部参照) (旧)※：撤去部における堆積土砂厚さが最大で2.7m程度であることを踏まえれば、労働安全衛生規則第356条より2m以上5m未満の地山(岩盤、堅い粘土以外)として掘削面勾配は75度となるが、堆積土砂の撤去は自然地山の掘削ではないため、仮復旧後の掘削面勾配の基準は、同規則における5m以上の地山(岩盤、堅い粘土以外)の掘削面勾配である60度とした。 (新)※：撤去部における堆積土砂厚さが最大で2.0m程度であることを踏まえれば、労働安全衛生規則第356条より2m以上5m未満の地山(岩盤、堅い粘土以外)として掘削面勾配は75度となるが、堆積土砂の撤去は自然地山の掘削ではないため、仮復旧後の掘削面勾配の基準は、同規則における5m以上の地山(岩盤、堅い粘土以外)の掘削面勾配である60度とした。	
321	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙22-6	同上	
322	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙24-1	第1表について、体制の変更に伴う要員の修正を行いました。 (旧) 土木建築工作班長 (新) 復旧班長	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
323	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙24-1	同上	
324	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙24-1	第1表について、体制の変更に伴い、「災害対策要員(支援)」の記載を削除しました。	
325	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙24-1	同上	
326	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙24-1	第1表について、注記の修正を行いました。(下線部参照) (旧)※2:確認ルート of 距離約1.8km(第1図の最も距離が長い場合)と徒歩移動速度4km/h(補足資料(5))から確認に要する時間を算出。 (新)※2:確認ルート of 距離約1.8km(第1図の最も距離が長い場合)と徒歩移動速度4km/h(補足資料(4))から確認に要する時間を算出。	
327	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙24-1	同上	
328	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙24-2	第1図について、水源の位置を適正化しました。	
329	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙24-2	同上	
330	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙26-1	重大事故等時の車両の通行量について、他条文の審査状況をを反映しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
331	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙26-1	同上	
332	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙28-3	相違理由欄について以下の記載を修正しました。 (旧) 女川は原子炉建屋周辺の機材設置後の可搬型設備の配置 (新) 女川は原子炉建屋周辺における機材設置後の可搬型設備の配置	
333	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-1	相違理由欄について以下の記載を修正しました。 (旧) ルートをあらかじめ設定したうえで (新) ルートをあらかじめ設定した上で	
334	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-2, 22, 24～32, 別紙36-1, 6, 補足7-2, 3, 13, 14	相違理由欄の以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 、 (新) 、	
335	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 充てんポンプによる炉心注水 (新) 充てんポンプによる原子炉容器への注水	
336	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-4	同上	
337	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-4	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水 (新) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用)による原子炉容器への注水	
338	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-4	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
339	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-5, 7, 9, 11, 13, 14	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 51m倉庫・車庫エリア、又は2号炉東側31mエリア (新) 51m倉庫・車庫エリア又は2号炉東側31mエリア	
340	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-5, 7, 9, 11, 13, 14	同上	
341	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-5	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	
342	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-5	同上	
343	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-5	以下の記載を追記しました 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (原子炉格納容器注水から原子炉容器への注水切替え)	
344	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-5	同上	
345	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-5	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水 (新) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	
346	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-5	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
347	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-5	対応手順「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水（原子炉格納容器注水から原子炉容器への注水切替え）」について以下の記載に関して他条文と整合を図りました。（下線部参照） （旧）注水先を格納容器から原子炉へ切替える場合 【中央制御室→(6)階段A(8)→(8)階段M(7)→〔7-11〕→(7)階段M(8)→〔8-11〕】 （新）【中央制御室→(6)階段A(8)→(8)階段M(7)→〔7-11〕→(7)階段M(8)→〔8-11〕】	
348	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙30-5	同上	
349	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-5	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。（下線部参照） （旧）ホース敷設、代替給水・注水配管と接続 （新）保管場所への移動、可搬型ホース敷設、接続	
350	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙30-5	同上	
351	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-6	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。（下線部参照） （旧）B-充てんポンプ（自己冷却）による代替炉心注水 （新）B-充てんポンプ（自己冷却）による原子炉容器への注水	
352	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙30-6	同上	
353	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-6	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。（下線部参照） （旧）A-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転 （新）可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプによる高圧代替再循環運転	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
354	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-6	同上	
355	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-6	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器隔離弁の閉止 (新) <u>原子炉格納容器隔離弁</u> の閉止	
356	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-6	同上	
357	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-6	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 溶融デブリが原子炉容器に残存する場合の <u>冷却手順等</u> (新) 溶融炉心が原子炉容器内に残存する場合の <u>対応手順</u>	
358	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-6	同上	
359	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100)	1.0.2-別紙30-6	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 主蒸気逃がし弁 <u>(現場手動操作)</u> による蒸気放出 (新) 主蒸気逃がし弁の <u>現場手動操作</u> による蒸気放出	
360	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-6	同上	
361	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100)	1.0.2-別紙30-6	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 高圧注入ポンプによる <u>炉心注水</u> (新) 高圧注入ポンプによる <u>原子炉容器への注水</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
362	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-6	同上	
363	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-6	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>主蒸気逃がし弁(現場手動操作)</u> による主蒸気逃がし弁の機能回復 (新) <u>現場手動操作による主蒸気逃がし弁の機能回復</u>	
364	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-6	同上	
365	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-7	以下の記載を削除しました。 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A④)→[④-7]→(④階段B⑥)→[⑥-7]→(⑥階段B⑧)→[⑧-6]→(⑧階段B⑩)→[⑩-1]】	
366	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-7	同上	
367	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-7	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・可搬型大型送水ポンプ車B母管接続口(東側)を使用する場合 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-6]→(⑧階段E⑨)→(⑨階段R⑩)→[⑩-3]→(⑩階段R⑨)→[⑨-1]】  (新) ・可搬型大型送水ポンプ車B母管接続口(東側)を使用する場合 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-6]→(⑧階段E⑨)→(⑨階段R⑩)→[⑩-3]→(⑩階段R⑨)→[⑨-1]→(⑨階段E⑥)→(⑥階段A④)→[④-7]→(④階段B⑥)→[⑥-7]→(⑥階段B⑧)→[⑧-6]→(⑧階段B⑩)→(⑩階段D⑪)→[⑪-1]】	
368	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-7	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
369	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-7	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ(海水冷却)への補機冷却水(海水)通水 (新) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水	
370	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-7	同上	
371	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-7	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・可搬型大型送水ポンプ車A母管接続口(西側)を使用する場合 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-6]→(⑧階段E⑨)→[⑨-1]→(⑨階段Q⑩)→[⑩-3]】  (新) ・可搬型大型送水ポンプ車A母管接続口(西側)を使用する場合 系統構成 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-6]→(⑧階段E⑨)→[⑨-1]→(⑨階段Q⑩)→[⑩-3]→(⑩階段Q⑨)→(⑨階段E⑥)→(⑥階段A④)→[④-7]→(④階段B⑥)→[⑥-7]→(⑥階段B⑧)→[⑧-6]→(⑧階段B⑩)→(⑩階段D⑪)→[⑪-1]】	
372	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-7	同上	
373	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-8	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	
374	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-8	同上	
375	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-8	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ (原子炉容器注水から原子炉格納容器内スプレイへの切替え)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
376	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-8	同上	
377	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-8	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 注水先を原子炉から格納容器へ切替える場合 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-11]】 (新) 【中央制御室→(⑥階段A⑧)→[⑧-11]】	
378	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-8	同上	
379	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-8	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ (新) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	
380	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-8	同上	
381	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-8	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ	
382	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-8	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
383	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-別紙30-8	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1. 6 「代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ」参照 (新) 1. 6 「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」参照	
384	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-別紙30-8	同上	
385	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-別紙30-9	以下の記載を削除しました。 系統構成 【中央制御室→(6)階段A(4)→[4-8]→(4)階段B(6)→[6-9]→(6)階段B(8)→[8-7]→(8)階段B(11)→[11-2]】	
386	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-別紙30-9	同上	
387	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-別紙30-9	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・可搬型大型送水ポンプ車B母管接続口(東側)を使用する場合 系統構成及び可搬型計測装置取り付け 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-7]→(8)階段E(9)→(9)階段R(10)→[10-4]→(10)階段R(9)→[9-2]→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4-8]→(4)階段B(6)→[6-9]→(6)階段B(8)→[8-7]→(8)階段B(10)→(10)階段D(11)→[11-2]→(11)階段D(10)→(10)階段A(6)→[6-9]→(6)階段A(8)→(8)階段N(7)→[7-4]→(7)階段N(8)→[8-7]→(8)階段E(6)→[6-9]→[6-11]】  (新) ・可搬型大型送水ポンプ車B母管接続口(東側)を使用する場合 系統構成及び可搬型計測装置取り付け 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-7]→(8)階段E(9)→(9)階段R(10)→[10-4]→(10)階段R(9)→[9-2]→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4-8]→(4)階段B(6)→[6-9]→(6)階段B(8)→[8-7]→(8)階段B(10)→(10)階段D(11)→[11-2]→(11)階段D(10)→(10)階段A(6)→[6-9]→(6)階段A(8)→(8)階段N(7)→[7-4]→(7)階段N(8)→[8-7]→(8)階段E(6)→[6-9]→[6-11]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
388	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-9	同上	
389	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-9	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) け 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-7]→(8)階段E(9)→[9-2]→(9)階段Q(10)→[10-4]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(6)→[6-9]→(6)階段A(8)→(8)階段N(7)→[7-4]→(7)階段N(8)→[8-7]→(8)階段E(6)→[6-9]→[6-11]】  (新) 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-7]→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-4]→(10)階段Q(9)→[9-2]→(9)階段E(6)→(6)階段A(4)→[4-8]→(4)階段B(6)→[6-9]→(6)階段B(8)→[8-7]→(8)階段B(10)→(10)階段D(11)→[11-2]→(11)階段D(10)→(10)階段A(6)→[6-9]→(6)階段A(8)→(8)階段N(7)→[7-4]→(7)階段N(8)→[8-7]→(8)階段E(6)→[6-9]→[6-11]】	
390	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-9	同上	
391	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-9	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(6)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-4]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-4]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(6)→[6-10]】 (新) 【中央制御室→(6)階段A(4)→(4)階段I(1)→[1-4]→(1)階段I(4)→(4)階段A(8)→(8)階段E(9)→(9)階段Q(10)→[10-4]→(10)階段Q(9)→(9)階段E(6)→[6-10]】	
392	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-9	同上	
393	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ (新) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
394	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-10	同上	
395	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水	
396	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-10	同上	
397	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる高圧又は低圧注入ラインを使用した炉心注水 (新) 高圧注入ポンプ又は余熱除去ポンプによる原子炉容器への注水	
398	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-10	同上	
399	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 充てんポンプによる充てんラインを使用した炉心注水 (新) 充てんポンプによる原子炉容器への注水	
400	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-10	同上	
401	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による代替炉心注水 (新) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による原子炉容器への注水	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
402	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-10	同上	
403	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水	
404	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-10	同上	
405	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水 (新) B-充てんポンプ(自己冷却)による原子炉容器への注水	
406	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-10	同上	
407	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 原子炉格納容器内水素処理装置 (新) 原子炉格納容器内水素処理装置による原子炉格納容器内の水素濃度低減	
408	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-10	同上	
409	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器水素イグナイタ (新) 格納容器水素イグナイタによる原子炉格納容器内の水素濃度低減	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
410	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-10	同上	
411	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 注水先を原子炉から格納容器へ切替える場合 (新) 原子炉容器注水から原子炉格納容器注水への切替え	
412	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-10	同上	
413	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.4 「B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替炉心注水」参照  (新) 1.4 「B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による原子炉容器への注水」参照	
414	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-10	同上	
415	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.4 「代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水」参照 (新) 1.4 「代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水」参照	
416	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
417	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-10	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1.4 「B-充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水」参照 (新) 1.4 「B-充てんポンプ(自己冷却)による原子炉容器への注水」参照	
418	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-10	同上	
419	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成, 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ系統構成, 電源操作, 起動, 電源操作及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置起動 (新) 系統構成, 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ系統構成, 電源操作, 起動, 電源操作, 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置起動	
420	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-11	同上	
421	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット (新) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視	
422	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-11	同上	
423	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 水素濃度を低減させる設備の電源(交流又は直流)を代替電源設備から給電する手順等 (新) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の電源を代替電源設備から給電する手順	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
424	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-11	同上	
425	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 水素排出(アニュラス空気浄化設備)(交流動力電源及び直流電源が健全である場合の操作手順) (新) <u>アニュラス空気浄化設備による水素排出</u> (交流動力電源及び常設直流電源が健全である場合の操作手順)	
426	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-11	同上	
427	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 水素排出(交流動力電源又は直流電源が喪失した場合の操作手順) (新) <u>アニュラス空気浄化設備による水素排出</u> (全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合の操作手順)	
428	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-11	同上	
429	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型アニュラス水素濃度計測装置 による水素濃度測定 (新) <u>可搬型アニュラス水素濃度計測ユニット</u> による水素濃度測定	
430	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-11	同上	
431	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>アニュラス空気浄化設備の電源</u> (交流又は直流)を代替電源設備から給電する手順等 (新) <u>水素排出による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の電源</u> を代替電源設備から給電する手順	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
432	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-11	同上	
433	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成, 代替空気供給操作 (新) 系統構成, B-アニュラス排気ダンパ手動開操作, アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスポンベ供給操作	
434	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-11	同上	
435	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 試料採取室排気系ダンパ閉処置 (新) 試料採取室排気隔離ダンパ閉処置	
436	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-11	同上	
437	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-11	対応手順「可搬型アニュラス水素濃度計測ユニットによる水素濃度測定」における以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(6)階段④→[④-12]→[④-13]】 (新) 【中央制御室→(6)階段A④→[④-12]→[④-13]】	
438	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-11	同上	
439	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-11	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成, 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ系統構成, 電源操作, 起動, 電源操作及び可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置起動 (新) 系統構成, 可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ系統構成, 電源操作, 起動, 電源操作, 可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置起動	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
440	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-11	同上	
441	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</u> (新) <u>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等</u>	
442	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-12	同上	
443	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への拡散抑制 (新) 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への <u>放射性物質の拡散抑制</u>	
444	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-12	同上	
445	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への拡散抑制 (新) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレインゾルによる大気への <u>放射性物質の拡散抑制</u>	
446	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-12	同上	
447	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-12	対応手順「可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視」における以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) 【中央制御室→(⑥階段B③)→[③-7]】 【中央制御室→(⑥階段B③)→[③-7]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
448	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-12	同上	
449	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-12	第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(10/19)について 条文1.13の行を追加しました。	
450	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-12	同上	
451	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 燃料取替用水ピットを水源とした発電用原子炉を未臨界にするための原子炉容器へのほう酸水注入	
452	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-12	同上	
453	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉容器への注水	
454	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-12	同上	
455	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
456	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-12	同上	
457	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.1 「緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」参照	
458	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-12	同上	
459	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.2 「原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照	
460	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-12	同上	
461	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-12	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照 1.8 「原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等」参照	
462	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-12	同上	
463	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を削除しました。 1 次系のフィードアンドブリード	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
464	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
465	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を削除しました。 1.2 「1次冷却系のフィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却」参照	
466	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
467	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉格納容器内の冷却	
468	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
469	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉格納容器内の除熱	
470	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
471	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉格納容器下部への注水	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
472	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
473	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 補助給水ピットを水源とした発電用原子炉を未臨界にするための蒸気発生器への注水	
474	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
475	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 補助給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水	
476	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
477	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 補助給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水	
478	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
479	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 補助給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
480	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
481	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 補助給水ピットを水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための蒸気発生器への注水	
482	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
483	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時の原子炉容器への注水	
484	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
485	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 海を水源とした原子炉格納容器内の冷却	
486	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
487	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 海を水源とした原子炉格納容器内の除熱	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
488	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
489	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.6 「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照	
490	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
491	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.6 「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照 1.7 「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」参照	
492	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
493	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照 1.8 「原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」参照	
494	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
495	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.1 「緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」参照	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
496	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
497	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.2 「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照	
498	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
499	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.2 「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照 1.3 「原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」参照	
500	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
501	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.2 「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照 1.4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照	
502	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
503	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.2 「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照 1.5 「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」参照	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
504	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
505	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照	
506	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
507	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.6 「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照 1.7 「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」参照	
508	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
509	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-13	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.6 「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照 1.7 「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」参照	
510	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-13	同上	
511	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 海を水源とした使用済燃料ピットへの注水/スプレイ	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
512	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
513	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 海を水源とした原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる補機冷却水確保	
514	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
515	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 海を水源とした最終ヒートシンクへ熱を輸送するための代替補機冷却	
516	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
517	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制	
518	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
519	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 海を水源とした航空機燃料火災への泡消火	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
520	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
521	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 ほう酸タンクを水源とした発電用原子炉を未臨界にするための原子炉容器へのほう酸水注入	
522	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
523	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転	
524	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
525	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 格納容器再循環サンプを水源とした格納容器スプレイ再循環運転	
526	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
527	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
528	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
529	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.11 「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」参照	
530	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
531	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.5 「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」参照	
532	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
533	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.5 「最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」参照 1.7 「原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」参照	
534	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
535	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.11 「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」参照 1.12 「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
536	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
537	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.12 「発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」参照	
538	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
539	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.1 「緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」参照	
540	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
541	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照	
542	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
543	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.6 「原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」参照	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
544	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
545	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-14	以下の記載を追記して他条文との整合を図りました。 1.4 「原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」参照	
546	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-14	同上	
547	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-15	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 海水を用いた補助給水ピットへの補給 (新) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	
548	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-15	同上	
549	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-15	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ホース敷設, 代替給水・注水配管と接続 (新) 可搬型ホース敷設, 接続	
550	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-15	同上	
551	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-15	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 海水を用いた補助給水ピットへの補給 (新) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
552	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-15	同上	
553	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-15	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替(炉心注水中) (新) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉容器への注水中の場合)	
554	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-15	同上	
555	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-15	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替(格納容器スプレイ中) (新) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え(原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合)	
556	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-15	同上	
557	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-15	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(6)階段B(3)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→[8-8]】 (新) 【中央制御室→(6)階段B(3)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→[8-8]】	
558	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-15	同上	
559	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-15	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) 【中央制御室→(6)階段B(3)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外D→[3-3]】 【中央制御室→(6)階段B(3)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外D→[3-3]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
560	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-15	同上	
561	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-15	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→[⑧-8]】 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外C→[⑧-8]】	
562	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-15	同上	
563	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-15	以下の記載を追記して適正化しました。(下線部参照) 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外D→[③-3]】 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段B③)→屋外A→屋外のアクセスルート→屋外D→[③-3]】	
564	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-15	同上	
565	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載を削除して他条文と整合を図りました。 燃料取替用水ピットから海への水源切替 (海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水)	
566	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16	同上	
567	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載を削除して他条文と整合を図りました。 1.4 「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水」参照	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
568	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16	同上	
569	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16, 17	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 1号炉西側31mエリア、又は2号炉東側31mエリア (新) 1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア	
570	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16, 17	同上	
571	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電 (新) 代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電	
572	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16	同上	
573	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16	第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(13/19)の屋外のアクセスルートに「緊急時対策所待機所→代替非常用発電機」を追加して他条文と整合を図りました。	
574	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16	同上	
575	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電 (新) 可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
576	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16	同上	
577	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>充電後操作(充電器盤の受電操作)</u> (新) <u>所内常設蓄電式直流電源設備による給電(常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合)</u>	
578	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16	同上	
579	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電</u> (新) <u>可搬型代替直流電源設備による給電</u>	
580	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16	同上	
581	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16	第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(14/19)から「 <u>後備蓄電池による代替電源(直流)からの給電</u> 」を削除して他条文と整合を図りました。	
582	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16	同上	
583	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電</u> (新) <u>可搬型代替直流電源設備による給電</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
584	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16	同上	
585	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型代替電源車の移動 (新) 保管場所への移動	
586	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16	同上	
587	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 蓄電池室排気ファン起動及び充電器の受電 (新) 蓄電池室排気ファン起動及び充電器盤受電操作, 直流負荷復旧操作	
588	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16	同上	
589	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-22]→[8-23]】 (新) 【中央制御室→(6)階段A(8)→[8-22]→[8-23]→[8-32]→(8)階段A(6)→[6-24]】	
590	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16	同上	
591	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) コネクタ差替え (新) 蓄電池室排気ファンコントロールセンタのコネクタ差替え	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
592	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16	同上	
593	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-16	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ダンバ開操作 (新) <u>安全補機開閉器室外気取入ダンバ開操作</u>	
594	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-16	同上	
595	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-17	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 蓄電池(非常用)による直流電源からの給電 (新) <u>所内常設蓄電式直流電源設備による給電</u>	
596	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-17	同上	
597	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-17	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替所内電気設備による交流の給電(代替非常用発電機) (新) <u>代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電</u>	
598	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-17	同上	
599	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-17	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替所内電気設備による交流の給電(可搬型代替電源車) (新) <u>可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電</u>	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
600	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-17	同上	
601	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-17	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給 (新) <u>ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーの燃料補給</u> (可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合)	
602	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-17	同上	
603	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-17	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 系統構成及び代替所内電気設備対象負荷の切替・給電 (新) <u>系統構成、保管場所への移動及び代替所内電気設備対象負荷の切替・給電</u>	
604	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-17	同上	
605	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-18	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備からの給電 (新) 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電	
606	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-18	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
607	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-18	以下の記載を適正化して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機等への燃料補給</u> (新) <u>ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)</u>	
608	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙30-18	同上	
609	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-18	第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(16/19)の対応手順に可搬型タンクローリーから各機器への補給を追加して他条文と整合を図りました。	
610	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙30-18	同上	
611	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-18	第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(16/19)の屋外のアクセラルートに「緊急時対策所待機所→1号炉西側31mエリア又は2号炉東側31mエリア(b)」を追加しました。	
612	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙30-18	同上	
613	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-18	第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(16/19)の対応手順に非常用交流電源設備による給電を追加して他条文との整合を図りました。	
614	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙30-18	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
615	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-19	第1表 技術的能力における対応手順と操作・作業場所一覧(17/19)のタイトルのインデントを修正しました。	
616	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-19	同上	
617	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>放射性物質の濃度を低減するための手順等</u> (交流動力電源及び常設直流電源が健全である場合) (新) <u>アニュラス空気浄化設備の運転手順</u> (交流動力電源及び常設直流電源が健全である場合)	
618	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-19	同上	
619	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>放射性物質の濃度を低減するための手順等</u> (全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合) (新) <u>アニュラス空気浄化設備の運転手順</u> (全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合)	
620	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-19	同上	
621	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段B②)→[②-4]】 (新) <u>系統構成、B-アニュラス排気ダンパ手動開操作、アニュラス全量排気弁操作用可搬型窒素ガスボンベ供給操作</u> 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段B②)→[②-4]】	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
622	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-19	同上	
623	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-19	以下の記載を追記して他条文と整合を図りました。 試料採取室排気隔離ダンパ閉処置 【中央制御室→(⑥階段A④)→(④階段B②)→[②-5]】	
624	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-19	同上	
625	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-24, 29, 30, 31	誤記訂正及び他条文との整合を図り適正化しました。 ・③屋内アクセスルート ルート図(3/11)の操作場所5と6の位置を修正した。(誤記訂正) ・④屋内アクセスルート ルート図(4/11)に操作場所11を追加した。(誤記訂正) ・⑥屋内アクセスルート ルート図(6/11)に操作場所24を追加した。(技能1.14の反映) ・⑧屋内アクセスルート ルート図(8/11)に操作場所32を追加した。(技能1.14の反映) ・⑨屋内アクセスルート ルート図(9/11)の階段Aの移動経路を迂回路からアクセスルートに変更した。(技術的能力1.0 溢水影響を考慮した最地下階における2名作業の反映に伴うルート変更) ・⑩屋内アクセスルート ルート図(10/11)の階段A～階段Dの移動経路を迂回路からアクセスルートに変更した。(技術的能力1.0 溢水影響を考慮した最地下階における2名作業の反映に伴うルート変更)	
626	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-24, 29, 30, 31	同上	
627	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-33～45	第2表について、他条文と整合を図り操作内容、操作対象機器及び操作項目を追加したことに伴いページ数が増加したことから(○/12)から(○/13)に修正致しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
628	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-33~45	同上	
629	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>アニュラス空気浄化設備の運転手順等</u> (新) <u>B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作</u>	
630	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-33	同上	
631	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>V-VS-102B制御用空気供給弁</u> (新) <u>3V-VS-102B制御用空気供給弁</u>	
632	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-33	同上	
633	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>V-VS-102B窒素供給弁 (SA対策)</u> (新) <u>3V-VS-102B窒素供給弁 (SA対策)</u>	
634	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-33	同上	
635	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水通水(海水冷却)</u> への補機冷却水(海水)通水 (新) <u>可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
636	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-33	同上	
637	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) D-V S-653制御用空気供給弁 (新) <u>3D-VS-653</u> 制御用空気供給弁	
638	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-33	同上	
639	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水 系統構成 (新) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による <u>原子炉容器への注水</u> 系統構成	
640	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-33	同上	
641	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用減圧パネル (新) 原子炉補機冷却水サージタンク加圧用 <u>窒素供給</u> パネル	
642	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-33	同上	
643	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-33	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) アンユラス全量排気弁操作用減圧パネル (新) アンユラス全量排気弁操作用 <u>窒素供給</u> パネル	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
644	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-33	同上	
645	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替所内電気設備による交流の給電(代替非常用発電機, 可搬型代替電源車) 系統構成 (新) 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電 系統構成	
646	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-34	同上	
647	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 主給水隔離弁の現場手動閉止(隔離弁の電源が回復していない場合) (新) 主給水隔離弁閉止操作(隔離弁の電源が回復していない場合)	
648	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-34	同上	
649	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器隔離弁の現場手動閉止(隔離弁の電源が回復していない場合) (新) 1次冷却材ポンプ封水ライン隔離弁等閉止操作及び格納容器隔離弁閉止操作 (隔離弁の電源が回復していない場合)	
650	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-34	同上	
651	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水 起動準備 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 起動準備	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
652	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-34	同上	
653	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-34	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ 起動準備 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ 起動準備	
654	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-34	同上	
655	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水通水(海水冷却)への補機冷却水(海水)通水 (新) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水	
656	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-35	同上	
657	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視 格納容器雰囲気ガスサンプル冷却器冷却水 海水通水切替  (新) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視 可搬型大型送水ポンプ車によるガスサンプル冷却器への海水通水開始	
658	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-35	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
659	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用減圧パネル (新) 格納容器空気サンプルライン隔離弁操作用窒素供給パネル	
660	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-35	同上	
661	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) V-RM-002制御用空気供給弁 (新) 3V-RM-002制御用空気供給弁	
662	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-35	同上	
663	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) V-RM-002窒素ガス供給弁 (SA対策) (新) 3V-RM-002窒素ガス供給弁 (SA対策)	
664	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-35	同上	
665	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載を削除して他条文と整合を図りました。 ・海水屋外排出ライン用可搬型ホース	
666	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-35	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
667	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視 起動準備 (新) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる <u>原子炉格納容器内</u> の水素濃度監視 起動準備	
668	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-35	同上	
669	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) CV水素濃度計監視盤 (新) CV水素濃度計電源盤	
670	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-35	同上	
671	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-35	以下の記載を追記しました。 ・可搬型ガスサンプル冷却器用冷却ポンプ	
672	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-35	同上	
673	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-36	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 中央制御室空調装置ダンパ開処置 (新) 中央制御室空調装置ダンパ開及び閉処置	
674	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-36	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
675	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-36	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) V-RM-015制御用空気供給弁 (新) 3V-RM-015制御用空気供給弁	
676	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙30-36	同上	
677	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-36	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) V-RM-015窒素ガス供給弁 (SA対策) (新) 3V-RM-015窒素ガス供給弁 (SA対策)	
678	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙30-36	同上	
679	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-36	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 蓄電池室換気系ダンパ開処置 (新) 安全補機開閉器室外気取入ダンパ開操作	
680	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙30-36	同上	
681	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-36	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替所内電気設備による交流の給電(代替非常用発電機、可搬型代替電源車) 系統構成 (新) 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電 系統構成	
682	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙30-36	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
683	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-36	第2表 操作対象機器及び操作項目一覧(4/12)について、対象場所に18を追加しました。	
684	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-36	同上	
685	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-36	以下の記載を追記しました。 ・代替格納容器スプレイポンプ入口第1止め弁 ・代替格納容器スプレイポンプ入口第2止め弁 ・A-燃料取替用水ポンプ出口ベント弁	
686	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-36	同上	
687	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-37	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる水素濃度監視 起動準備 (新) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視 起動準備	
688	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-37	同上	
689	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-37	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 1次冷却材ポンプ封水戻り隔離弁等の現場手動閉止 (隔離弁の電源が回復していない場合) (新) 1次冷却材ポンプ封水ライン隔離弁等閉止操作 (隔離弁の電源が回復していない場合)	
690	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-37	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
691	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-37	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 格納容器隔離弁の現場手動閉止 (隔離弁の電源が回復していない場合) (新) 格納容器隔離弁閉止操作 (隔離弁の電源が回復していない場合)	
692	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-37	同上	
693	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-37	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 加圧器逃がし弁操作用減圧パネル (新) 加圧器逃がし弁操作用窒素供給パネル	
694	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-37	同上	
695	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-37	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水 系統構成 (新) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 系統構成	
696	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-37	同上	
697	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-38	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高压注入ポンプ海水通水(海水冷却)への補機冷却水(海水)通水 (新) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高压注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水	
698	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-38	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
699	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-38	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる燃料補給</u> (新) <u>ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)</u>	
700	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-38	同上	
701	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-38	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>代替所内電気設備による交流の給電(代替非常用発電機、可搬型代替電源車)</u> (新) <u>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電</u>	
702	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-38	同上	
703	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-39	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>可搬型照明 (SA) の設置</u> (新) <u>可搬型照明 (SA) の設置・点灯操作</u>	
704	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-39	同上	
705	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-39	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>酸素及び二酸化炭素の濃度測定</u> (新) <u>中央制御室内の酸素及び二酸化炭素の濃度測定</u>	
706	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-39	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
707	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-39	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 不要な直流電源負荷切離し (新) 不要直流負荷切離し操作	
708	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙30-39	同上	
709	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-39	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる燃料補給</u> (新) <u>ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合)</u>	
710	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙30-39	同上	
711	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-39	以下の【対象場所】、【操作内容】及び【操作対象機器及び操作項目】を追加して他条文と整合を図りました。 【対象場所】24 【操作内容】直流負荷復旧操作 【操作対象機器及び操作項目】 ・安全系FDPプロセッサ(トレンA) ・安全系現場制御監視盤(トレンA) ・安全系FDPプロセッサ(トレンB) ・安全系現場制御監視盤(トレンB) ・原子炉安全保護盤(チャンネルIV) ・共通要因故障対策盤(自動制御盤)	
712	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙30-39	同上	
713	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙30-39	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる注水先切替(格納容器から原子炉) (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水(原子炉格納容器注水から原子炉容器注水への切替え)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
714	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-39	同上	
715	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-40	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水 系統構成 (新) B-充てんポンプ(自己冷却)による原子炉容器への注水 系統構成	
716	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-40	同上	
717	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-40	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水 起動準備 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 起動準備	
718	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-40	同上	
719	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-40	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替炉心注水 系統構成 (新) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) による原子炉容器への注水 系統構成	
720	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-40	同上	
721	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-40	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水通水(海水冷却)への補機冷却水(海水)通水 系統構成 (新) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水 系統構成	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
722	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-40	同上	
723	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-40	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ起動準備 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水起動準備	
724	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-40	同上	
725	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-40	対象場所9において以下の記載が重複していたことから削除しました。 ・代替格納容器スプレイポンプ出口格納容器スプレイ用絞り弁 ・代替格納容器スプレイポンプ出口炉心注水用絞り弁	
726	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-40	同上	
727	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-40	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる代替格納容器スプレイ起動準備 (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ又は代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水起動準備	
728	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-40	同上	
729	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-41	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による代替炉心注水 系統構成 (新) 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水 系統構成	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
730	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-41	同上	
731	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-41	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプによる注水先切替(格納容器から原子炉又は原子炉から格納容器) (新) 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器下部への注水(原子炉格納容器から原子炉容器又は原子炉容器から原子炉格納容器)	
732	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-41	同上	
733	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-41	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) B-充てんポンプ(自己冷却)による代替炉心注水 系統構成 (新) B-充てんポンプ(自己冷却)による原子炉容器への注水 系統構成	
734	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-41	同上	
735	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-41	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電 非常用母線受電準備 (新) 代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電準備	
736	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-41	同上	
737	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-41	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替非常用発電機による代替電源(交流)からの給電 非常用母線受電 (新) 代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電操作	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
738	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-41	同上	
739	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-42	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電 非常用母線受電準備 (新) 可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電準備	
740	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-42	同上	
741	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-42	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電 非常用母線受電 (新) 可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電 受電操作	
742	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-42	同上	
743	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-42	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 蓄電池室排気ファンコントロールセンタコネクタ差替え, 起動 (新) 蓄電池室排気ファンコントロールセンタコネクタ差替え, 蓄電池室排気ファン起動	
744	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-42	同上	
745	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-42	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 充電器復旧 (新) 充電器盤受電操作	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
746	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-42	同上	
747	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-42	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 不要な直流電源負荷切離し (新) 不要直流負荷切離し操作	
748	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-42	同上	
749	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-42	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替所内電気設備による交流の給電(代替非常用発電機、可搬型代替電源車) 系統構成 (新) 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電 系統構成	
750	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-42	同上	
751	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-42	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器からの受電準備 (新) 可搬型代替直流電源設備による受電準備	
752	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-42	同上	
753	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-42	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器からの受電 (新) 可搬型代替直流電源設備による受電	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
754	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-42	同上	
755	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-43	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 代替格納容器スプレイポンプへの給電操作 ( <u>フロントライン系機能喪失時</u> ) (新) 代替格納容器スプレイポンプへの給電操作 ( <u>交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全時である場合</u> )	
756	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-43	同上	
757	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-43	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) <u>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる燃料補給</u> 系統構成 (新) <u>ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給</u> ( <u>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合</u> ) 系統構成	
758	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-43	同上	
759	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-43	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ <u>海水通水(海水冷却)</u> への補機冷却水(海水)通水 系統構成 (新) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水 系統構成	
760	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-43	同上	
761	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-43	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ <u>海水通水(海水冷却)</u> への補機冷却水(海水)通水 通水操作 (新) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水 通水操作	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
762	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-43	同上	
763	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-44	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプ海水通水(海水冷却)への補機冷却水(海水)通水 系統構成 (新) 可搬型大型送水ポンプ車によるA-高圧注入ポンプへの補機冷却水(海水)通水 系統構成	
764	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-44	同上	
765	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-44	以下の【対象場所】、【操作内容】及び【操作対象機器及び操作項目】を追加して他条文と整合を図りました。 【対象場所】 32 【操作内容】 直流負荷復旧操作 【操作対象機器及び操作項目】 ・ A-直流コントロールセンタ ・ B-直流コントロールセンタ ・ B1-計装用交流分電盤 ・ D1-計装用交流分電盤 ・ A1-計装用交流分電盤 ・ C-計装用インバータ ・ B-補助建屋直流分電盤	
766	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-44	同上	
767	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙30-45	以下の記載に関して他条文と整合を図りました。(下線部参照) (旧) ・ A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 ・ A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (新) ・ A-高圧注入ポンプ電動機補機冷却水流量 (AM用) ・ A-高圧注入ポンプ及び油冷却器補機冷却水流量 (AM用)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
768	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙30-45	同上	
769	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙33-1	相違理由欄について以下の記載を修正しました。 (旧) 抛らず (新) よらず  (旧) うえて (新) 上で	
770	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-1	以下の記載について記載表現の見直して適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>下階への溢水経路となる床開口部のうち最大となる床開口部の堰高さ</u> (新) <u>床開口部からの排水により床開口部の堰高さ程度に抑えられることを想定し、複数の床開口部から排水される場合は床開口部のうち最大の堰高さ程度</u>	
771	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-2	同上	
772	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-1	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 最地下階においては下階への伝播がないため、溢水源からの溢水源量(伝播経路上にある溢水源の全溢水量)と滞留面積から水位を算出する。  (新) 最地下階においては下階への伝播がないため、溢水源からの溢水量(伝播経路上にある溢水源の全溢水量)と滞留面積から水位を算出する。	
773	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-2	同上	
774	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-2, 3	相違理由欄の以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) <u>床開口部からの流下</u> (新) <u>床開口部からの排水</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
775	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙34-2	第1図について、下階に水が流れることを「排水」として修正し統一を図りました。(下線部参照) (旧) 複数の伝播経路がある場合は、保守的に評価する階層の床開口部のうち最大の堰高さを水位とする。 (新) 複数の床開口部から排水される場合は、保守的に評価する階層の床開口部のうち最大の堰高さを水位とする。	
776	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙34-5	同上	
777	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙34-3	第1表について有効性評価では通行しないが技術的能力1.1~1.19で通行するフロアについてT.P.33.1m原子炉補助建屋(非管理区域)に①②③⑧⑨を追加して適正化を図りました。	
778	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙34-6	同上	
779	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙34-4	第2表について原子炉補助建屋(非管理区域)の33.1mエリアを「溢水流入なし」エリアに修正しました。	
780	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙34-7	同上	
781	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙34-4	9条の審査状況を踏まえて以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 約 <u>5 m</u> (新) 約 <u>0 cm</u>	
782	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙34-7	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
783	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-4	9条の審査状況を踏まえて以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 約10cm (新) 約5cm	
784	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-7	同上	
785	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-4	9条の審査状況を踏まえて以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) ◇ (新) 約14cm	
786	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-7	同上	
787	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-4	9条の審査状況を踏まえて第2表について凡例から◇:水深21cm以上となる場合があるエリアを削除しました。	
788	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-7	同上	
789	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-4	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 上記の破線囲部分は、 <u>基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。</u> (新) 上記の破線囲部分は、 <u>第9条の審査状況を踏まえて反映するため追</u> と <u>している。</u>	
790	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-7		

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
791	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-5	9条の審査状況を踏まえて、溢水水位の評価結果について、以下の内容で追而とした。  ・追而【他条文の審査状況の反映】 (評価結果は、第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。)	
792	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-8	同上	
793	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-5	以下の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) アクセスルートへの溢水影響範囲について第3-1図～第3-8図に示す。 (新) アクセスルートへの溢水影響範囲について第3-1図～第3-9図に示す。	
794	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-8	同上	
795	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-6	第3-1表について、T.P.17.8m(中間床)フロアの行を追加しました。	
796	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-9	同上	
797	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-6	9条の審査状況を踏まえて3-1表 アクセスルートの溢水源(原子炉建屋(管理区域))について、T.P.24.8mフロアの溢水源としていた以下の設備を削除しました。  樹脂タンク 廃液貯蔵ビットか性ソーダ計量タンク 廃液蒸発装置 洗浄排水蒸発装置 洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置 セメント固化装置	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
798	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-9	同上	
799	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-6	9条の審査状況を踏まえて3-1表 アクセスルートの溢水源（原子炉建屋（管理区域））について、T.P.17.8mフロアの溢水源としていた以下の設備を削除しました。  樹脂タンク 廃液貯蔵ピットか性ソーダ計量タンク 廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔 洗浄排水蒸発装置 洗浄排水蒸発装置リン酸ソーダ注入装置 セメント固化装置 冷却材混床式脱塩塔、冷却材陽イオン脱塩塔、冷却材脱塩塔入口フィルタ、冷却材フィルタ 1次系薬品タンク	
800	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-9	同上	
801	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-6	9条の審査状況を踏まえて以下の記載を修正しました。（下線部参照） （旧） <u>28</u> （新） <u>35.0</u>	
802	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-9	同上	
803	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-6	以下の記載を修正しました。（下線部参照） （旧）約 <u>5</u> （新）約 <u>0</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
804	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-9	同上	
805	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-6	以下の記載を削除しました。 ※2：通常運転時に常温の機器は設計外気温度27℃とした ※3：装置内の構成機器及び配管による	
806	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-9	同上	
807	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-6	9条にて暫定値を記載している数値についてそれが分かるように以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 上記の破線囲部分は、 <u>基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。</u> (新) 上記の破線囲部分は、 <u>第9条の審査状況を踏まえて反映するため追面としている。なお、二重囲部分は、第9条まとめ資料(令和5年4月5日提出資料)を踏まえた暫定値である。</u>	
808	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-9	同上	
809	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-7	9条の審査状況を踏まえて以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) <u>28</u> (新) <u>35.0</u>	
810	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
811	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-別紙34-7	9条の審査状況を踏まえて第3-3表(1/2)について、T.P. 24. 8mフロアの溢水源としていた以下の設備を削除しました。 廃液蒸発装置 洗浄排水蒸発装置	
812	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-別紙34-10	同上	
813	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-別紙34-7	9条の審査状況を踏まえて第3-3表(1/2)について、T.P. 17. 8mフロアの溢水源としていた以下の設備を削除しました。 廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔 洗浄排水蒸発装置 冷却材混床式脱塩塔、冷却材陽イオン脱塩塔、冷却材脱塩塔入口フィルタ、冷却材フィルタ	
814	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-別紙34-10	同上	
815	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-別紙34-7	9条の審査状況を踏まえて第3-3表(1/2)について、T.P. 10. 3mフロアの溢水源としていた以下の設備を削除しました。 廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔 洗浄排水蒸発装置 冷却材混床式脱塩塔、冷却材陽イオン脱塩塔、冷却材脱塩塔入口フィルタ、冷却材フィルタ ほう酸回収装置	
816	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-別紙34-10	同上	
817	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-別紙34-7	9条の審査状況を踏まえて以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 約10 (新) 約 <u>5</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
818	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-10	同上	
819	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-7	9条にて暫定値を記載している数値についてそれが分かるように以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 上記の破線部部分は、 <u>基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。</u> (新) 上記の破線部部分は、 <u>第9条の審査状況を踏まえて反映するため</u> と追っている。なお、二重囲部分は、 <u>第9条まとめ資料(令和5年4月5日提出資料)</u> を踏まえた暫定値である。	
820	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-10	同上	
821	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-8	9条の審査状況を踏まえて以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) <u>28</u> (新) <u>35.0</u>	
822	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-11	同上	
823	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-8	9条の審査状況を踏まえて第3-3表(2/2)について、T.P.2.8mフロアの溢水源としていた以下の設備を削除しました。 廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔 洗浄排水蒸発装置 冷却材混床式脱塩塔、冷却材陽イオン脱塩塔、冷却材脱塩塔入口フィルタ、冷却材フィルタ ほう酸回収装置	
824	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-11	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
825	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-別紙34-8	9条の審査状況を踏まえて第3-3表(2/2)について、T.P.-1. 7mフロアの溢水源としていた以下の設備を削除しました。 廃液蒸発装置、廃液蒸留水脱塩塔 洗浄排水蒸発装置 冷却材混床式脱塩塔、冷却材陽イオン脱塩塔、冷却材脱塩塔入口フィルタ、冷却材フィルタ ほう酸回収装置	
826	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-別紙34-11	同上	
827	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-別紙34-8	9条にて暫定値を記載している数値についてそれが分かるように以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 上記の破線部部分は、 <u>基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。</u> (新) 上記の破線部部分は、 <u>第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。なお、二重部部分は、第9条まとめ資料(令和5年4月5日提出資料)を踏まえた暫定値である。</u>	
828	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-別紙34-11	同上	
829	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100)	1. 0. 2-別紙34-8	9条の審査状況を踏まえて以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 約21 (新) 約14	
830	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1. 0. 2-別紙34-11	同上	
831	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1. 0. 2-別紙34-9, 10, 11, 12, 13. 14. 15. 16. 17	以下のとおり適正化しました。 ・別紙30の第1図に合わせてルート図を変更した。 ・第9条の溢水伝播経路図を踏まえて床開口部、溢水経路等を追加した。 ・床開口部の堰高さを踏まえたアクセスルートエリアの溢水水位の設定の内訳を記載することで溢水水位の設定方法を明確化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
832	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-9,	同上	
833	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-18, 19. 20. 21, 22	追而の理由について以下の記載を修正しました。 (旧) 上記の破線囲部分は、 <u>基準地震動の確定後に第9条「溢水による損傷の防止等」で実施する没水影響評価の結果を反映するため。</u> (新) 上記の破線囲部分は、 <u>第9条の審査状況を踏まえて反映するため追而としている。</u>	
834	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-21, 22, 23, 24, 25	同上	
835	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙34-18	9条の審査状況を踏まえて以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 地震による溢水源の中で、 <u>高温の流体を内包する機器は「廃液蒸発装置」、「洗浄排水蒸発装置」及び「ほう酸回収装置」が考えられる。いずれの装置も隔壁によって囲まれた部屋の中に設置されていることから高温水の飛散によるアクセスルートへの影響はなく、これら装置の加熱源として使用している補助蒸気配管は耐震性を確保するため、蒸気の漏えいは発生しない。</u> (新) 地震による溢水源に、 <u>「セメント固化装置」があり、この装置の構成機器には運転時の温度が約90℃程度となる機器があるが、温度の高い機器は隔壁又は堰によって囲まれた区画の中に設置されていることから高温水の飛散によるアクセスルートへの影響はなく、セメント固化装置の加熱源として使用している補助蒸気配管は耐震性を確保するため、蒸気の漏えいは発生しない。</u>	
836	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙34-21	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
837	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙34-18	9条の審査状況を踏まえて以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量率が厳しくなる機器は「使用済燃料ピットスロッシング」, 「廃液蒸発装置」, 「セメント固化装置」, 「冷却材混床式脱塩塔, 冷却材陽イオン脱塩塔, 冷却材脱塩塔入口フィルタ, 冷却材フィルタ」, 「ほう酸回収装置」, 「ガス圧縮装置」, 「廃ガス除湿装置」である。  (新)放射性物質を内包する溢水源の中で、漏えい時に環境線量率が厳しくなる機器は「使用済燃料ピットスロッシング」, 「セメント固化装置」, 「ガス圧縮装置」及び「廃ガス除湿装置」である。	
838	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙34-21	同上	
839	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙34-18	9条の審査状況を踏まえて以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧)溢水影響により環境線量率が最も高くなるアクセスルートエリアは最終貯留区画となる原子炉補助建屋T.P.-1.7mであり、線量率は約●mSv/hとなる。当該エリアにて有効性評価で想定している作業は「原子炉補機冷却水系への海水通水のための系統構成」であり、当該エリアでの被ばく線量は約●mSvとなり、緊急時の被ばく線量制限値 100mSv 以下に抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施することで通行及び作業は可能であると考えられる。  (新)溢水影響により環境線量率が最も高くなるアクセスルートエリアは最地下階となる原子炉補助建屋T.P.-1.7mであり、当該エリアでの被ばく線量は数mSv程度となることから、緊急時の被ばく線量制限値100mSv以下に抑えられるため、被ばく防護の適切な装備を実施することで通行及び作業は可能であると考えられる。	
840	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-別紙34-21	同上	
841	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-別紙36-1	他条文の資料名称の変更を反映しました。(下線部参照) (旧)浸透流解析の詳細については、四条別紙10「地下水水位設定方針について」参照 (新)浸透流解析の詳細については、四条別紙10「設計地下水水位の設定方針について」参照	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
842	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙36-1	同上	
843	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙39	第1表に51m倉庫・車庫の建屋概要, 第1図に51m倉庫・車庫の平面図及び断面図, 第3図に防雪シートの設置イメージを新規追加。これに伴い, 図番号に関する記載を資料全体について修正した。	
844	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙39	同上	
845	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙39-22	相違理由欄について以下の記載を修正しました。 (旧) 重要安全施設の予備品の保管計画の相違 (新) 重要安全施設における予備品の保管計画の相違	
846	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-別紙39-8	第5図における防雪シートの線を太くし, 視認性を向上させました。	
847	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-別紙39-11	同上	
848	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足2-2	相違理由欄について以下の記載を修正しました。 (旧) 火災の重畳のエリアの相違 (新) 火災が重畳するエリアの相違	
849	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足3-5	相違理由欄の以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 全て (新) すべて	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
850	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足7-1	相違理由欄の以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 全保有水喪失を想定してる。 (新) 全保有水喪失を想定している。	
851	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足7-1	相違理由欄の以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 約1ヵ月後に (新) 約1ヵ月後に	
852	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足7-16	第5図について、幅員6m未満となる箇所不足があったため、修正しました。	
853	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足7-17	同上	
854	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足12-2	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) ②ホース延長・回収(送水車用) ※4 (新) ②ホース延長・回収重(送水車用) ※4	
855	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足12-4	同上	
856	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 7)	1.0.2-補足13-1, 2	以下を修正しました。 第1図 差し替え 第3図 差し替え	
857	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足13-1, 2	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
858	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足13-2	第2図について、展望台撤去に伴い、構造物損壊の影響範囲を削除しました。	
859	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足13-2	同上	
860	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足13-4	以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) 第7図 可搬型大容量海水送水ポンプ車による拡散抑制 (新) 第7図 可搬型大容量海水送水ポンプ車による放射性物質拡散抑制	
861	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足13-4	同上	
862	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足21-2, 7, 16	原子炉補機冷却水系統通水の並列数及び必要長さを見直しました。	
863	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足21-2, 8, 20	同上	
864	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足16-1	以下の誤記を修正しました。(下線部参照) (旧) 取組み内容 (新) 取組み内容	
865	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足16-2	第2図について、2号炉脇のアクセスルート(要員)の線を反映しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
866	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足16-1	同上	
867	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足16-1	泊はあらかじめ法面に可搬型ホース接続配管を敷設しており、位置づけを含めて伊方と同様の状況であり、比較表欄に伊方の審査実績を追加しました。  【伊方の審査実績】 また、中型ポンプ車等による原子炉格納容器スプレイ及び使用済燃料ピットへの注水、大型ポンプ車による原子炉格納容器等への放水のための海水取水場所 (EL. +10m) と注水先又は放水先 (EL. +32m) との間の斜面に、海水送水用及び海水放水用の鋼製配管を敷設することとした。	
868	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足23-1	表の幅変更に伴い以下の記載を変更しました。(下線部参照) (旧) 構造及び形状 (新) 構造・形状	
869	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足23-1	同上	
870	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足23-3, 4	第2,3図について車両の寸法に単位(mm)を付けました。	
871	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足23-3, 4	同上	
872	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足25-2	第1図について、拡幅後の土砂影響範囲のイメージ図を修正しました。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
873	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足25-2	同上	
874	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足25-5	第1図について、略称に対する凡例を追加しました。	
875	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足25-5	同上	
876	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足25-6, 7	「原子炉補機冷却水系への通水確保(海水)」の所要時間目安をアクセスルートトンネルの交互通行に要する時間を見込んだ時間に変更しました。 (旧) 2時間55分 (新) 3時間00分	
877	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足25-6, 7	同上	
878	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足25-7	変更前の所要時間の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 3時間 (新) 3時間 <u>05分</u>	
879	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足25-7	同上	
880	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足25-9, 10	「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いた燃料補給」の所要時間目安をアクセスルートトンネルの交互通行に要する時間を見込んだ時間に変更しました。 (旧) 2時間18分 (新) 2時間23分	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
881	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足25-9	同上	
882	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足25-9	変更前の所要時間の記載を適正化しました。(下線部参照) (旧) 2時間 <del>3</del> 分 (新) 2時間 <del>0</del> 8分	
883	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足25-9	同上	
884	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足25-10	技術的能力1.0の体制の見直しを踏まえて第3表について、以下の記載を修正しました。(下線部参照) (旧) <u>事務局員</u> (新) <u>災害対策要員</u>	
885	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0.2-補足25-10	同上	
886	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0.2-補足25-11	以下の記載について「流下」を「排水」に修正して文言の統一を図りました。(下線部参照) (旧) ▶一方、両者の評価方針については、第9条における溢水評価では、評価対象の階層においては床開口部の流下に期待せず、さらにその上の層階における溢水量(全量)を含めて溢水水位として設定することに対して、アクセスルートでの溢水評価では、より現実的な想定で、評価対象の階層においては床開口部からの流下に期待するとともに、 (新) ▶一方、両者の評価方針については、第9条における溢水評価では、評価対象の階層においては床開口部の排水に期待せず、さらにその上の層階における溢水量(全量)を含めて溢水水位として設定することに対して、アクセスルートでの溢水評価では、より現実的な想定で、評価対象の階層においては床開口部からの排水に期待するとともに、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
887	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0. 2-補足25-11	同上	
888	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0. 2-補足25-12	第8図について、変更後の概要図の記載について下階への伝播を「排水」と記載表現を修正して文言の統一を図りました。(下線部参照) (旧) 複数の伝播経路がある場合は、保守的に評価する階層の床開口部のうち最大の堰高さを水位とする。 (新) 複数の床開口部から排水される場合は、保守的に評価する階層の床開口部のうち最大の堰高さを水位とする。	
889	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0. 2-補足25-12	同上	
890	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0. 2-補足25-13	第9図について、上層階を評価する場合の概要図の記載の「流下」を「排水」に修正して文言の統一を図りました。(下線部参照) (旧) 評価する階層においては、床開口部からの流下には期待せず、全量滞留する。 (新) 評価する階層においては、床開口部からの排水には期待せず、全量滞留する。	
891	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0. 2-補足25-13	同上	
892	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4. 7)	1.0. 2-補足25-14	溢水源、溢水量、溢水伝播経路について以下の記載について、修正致しました。(下線部参照) 溢水伝播経路について、9条では防護対象設備がないため溢水の滞留エリアとしていないがアクセスルートでは要員が通行するため溢水影響範囲としているエリアがあり、完全に一致するものではないため適正化致しました。 (旧) 第9条を踏まえる。(第9条と整合) (新) 第9条を踏まえる	
893	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4. 6)	1.0. 2-補足25-14	同上	



No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
894	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-補足25-14	以下の記載の「流下」を「排水」に修正して文言の統一を図りました。(下線部参照) (旧) 床開口部からの流下 (新) 床開口部からの排水	
895	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-補足25-14	同上	
896	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-補足25-14	以下の記載について下階への伝播を「排水」と記載表現を修正して文言の統一を図りました。(下線部参照) (旧) アクセスルートエリアにおける伝播経路上の床開口部の最大堰高さを水位設定 (新) 下階に排水される床開口部のうち最大堰高さを水位設定	
897	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料  比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100-9 r. 4.6)	1.0.2-補足25-14	同上	
898	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項 (SAT100 r. 4.7)	1.0.2-補足25-14	以下の記載の「流下」を「排水」に修正して文言の統一を図りました。(下線部参照) (旧) ※2：重大事故等時の要員の通行性を評価するアクセスルートでは現実的な想定で床開口部からの流下に期待している (新) ※2：重大事故等時の要員の通行性を評価するアクセスルートでは現実的な想定で床開口部からの排水に期待している	